

行政監査 指定管理者監査の結果

平成22年度における随時監査として、「テーマを設定して行う行政監査」および「公の施設の管理に関する指定管理者監査」を実施しました。

その結果について平成23年2月17日に市議会および市長へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 落合 弘 明
 同 前田 稔
 同 加藤 隆

◇監査の概要

監査の種類	行政監査		監査実施日	平成23年1月7日
根拠法令	地方自治法第199条第2項		対象年度	平成22年度（4月1日～11月30日）
監査対象	テーマ	スポーツ振興等事業について		
	事業名	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ振興事業 スポーツ振興審議会費、一般事業(学校開放事業等)、団体支援事業、美し国三重市町対抗駅伝大会費 ○ 関B&G海洋センター費 一般管理費 		
	所管室	文化部 文化スポーツ室		
監査の着眼点		<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の配置および業務分担について ○ 事業の執行状況について 		
監査の種類	指定管理者監査		監査実施日	平成23年1月11日
根拠法令	地方自治法第199条第7項		対象年度	平成22年度（4月1日～11月30日）
監査対象	地区コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 城北地区コミュニティ ○ 川崎地区コミュニティ ○ 井田川地区北コミュニティ 		
	監査の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出納その他の事務の執行について ○ 施設の管理について ○ 協定書等に基づく指定管理者の義務の履行について など 		
監査の結果		おおむね適正に執行されていると認められた。		

◇監査結果に添える意見

行政監査

○文化部 文化スポーツ室

亀山市体育協会、亀山市スポーツ少年団体連絡協議会の補助金交付基準の一部が不透明であるため、交付基準を明確に示すよう改善することが望ましい。

また、これらの補助金交付決定にあつては、各加盟団体等の事業補助明細の添付を求め、適切に審査するよう改善されたい。

指定管理者監査

○市民部 市民相談協働室【所管室】

全コミュニティに対して、収入支出予算の標準科目等を示し指導されたい。

【むすび】

施設の利用状況を見ると、一部の地区コミュニティセンターで集計基準の変更により前年度に比べ減少しているものの、各施設とも講座・教室や会議など多くの利用があり、各団体関係者のご努力によるものと評価するとともに、より一層利活用の促進を期待するものである。

また、各地区コミュニティセンターが、地域住民の交流拠点としてさらなる促進が図られ、住民サービスの向上に繋がるよう望むものである。